

資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）

改正案

現行

（受益証券の権利者について準用する商法の規定の読替え）
 第三十二条 法第七十五条第二項の規定において受益証券の権利者について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（受益証券の権利者について準用する商法の規定の読替え）
 第三十二条 法第七十五条第二項の規定において受益証券の権利者について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第二百二十四条ノ二第二項	本店	受託信託会社等 本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二十三条乃至第十五号二掲ぐる金融機関ナルトキハ主たる事務所）

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第二百二十四条ノ二第二項	本店	受託信託会社等 本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二十三条乃至第十三号二掲ぐる金融機関ナルトキハ主たる事務所）

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(書面による議決権の行使について準用する商法特例法の規定の読替え)

第三十六条 法第八十四条第二項の規定において同条第一項の書面による議決権の行使について株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。)第二十一条の三の規定を準用する場合における当該規定(当該規定において準用する商法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二十一条	(略)	(略)	読み替える商法特例法の規定
取締役	(略)	(略)	読み替えられる字句
受託信託会社等	(略)	(略)	読み替える字句

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(書面による議決権の行使について準用する商法特例法の規定の読替え)

第三十六条 法第八十四条第二項の規定において同条第一項の書面による議決権の行使について株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。)第二十一条の三の規定を準用する場合における当該規定(当該規定において準用する商法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二十一条	(略)	(略)	読み替える商法特例法の規定
取締役	(略)	(略)	読み替えられる字句
受託信託会社等	(略)	(略)	読み替える字句

(略)	の三第六項 において準 用する商法 第二百三十 九条第五項	
	本店	総会 権利者集会
(略)	本店(受託信託会社等)金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二号第二号乃至第十号二掲グル金融機関ナルトキ八主タル事務所)	

(権利者集会について準用する商法の規定の読替え)
第三十八条 法第八十八条の規定において権利者集会について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二百三十 三条	本店	受託信託会社等ノ本店(受託信託会社等)金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二号第二号乃至第十号二掲グル金融機関ナルトキ八主タル
読み替える 商法の規定	読み替えら れる字句	読み替える字句

(略)	の三第六項 において準 用する商法 第二百三十 九条第五項	
	本店	総会 権利者集会
(略)	本店(受託信託会社等)金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二号第二号乃至第十号二掲グル金融機関ナルトキ八主タル事務所)	

(権利者集会について準用する商法の規定の読替え)
第三十八条 法第八十八条の規定において権利者集会について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二百三十 三条	本店	受託信託会社等ノ本店(受託信託会社等)金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二号第二号乃至第十号二掲グル金融機関ナルトキ八主タル
読み替える 商法の規定	読み替えら れる字句	読み替える字句

	(略)	(略)	(略)
第三百三十 九条第三項	本店	本店（受託信託会社等） 力金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第 二条第三号乃至第十五号二掲グル金融 機関ナルトキハ主たる事務所）	ル事務所）

(書面による決議について準用する法の規定の読替え)
第三十九条 法第八十九条第三項の規定において書面による決議を行つ場合について法第六十二条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第六十二条	(略)	読み替える 法の規定	読み替えら れる字句	読み替える字句
取締役	(略)			
受託信託会社等	(略)			

	(略)	(略)	(略)
第三百三十 九条第三項	本店	本店（受託信託会社等） 力金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第 二条第二号乃至第十三号二掲グル金融 機関ナルトキハ主たる事務所）	ル事務所）

(書面による決議について準用する法の規定の読替え)
第三十九条 法第八十九条第三項の規定において書面による決議を行つ場合について法第六十三条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第六十三条	(略)	読み替える 法の規定	読み替えら れる字句	読み替える字句
取締役	(略)			
受託信託会社等	(略)			

第四項		本店	本店（当該受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関である場合は、主たる事務所）
(略)	(略)	(略)	(略)

(計算書類等について準用する商法の規定の読替え)
 第四十三条 法第二百三条第二項の規定において同条第一項の書類について商法第二百八十二条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えらるる字句	読み替える字句
第二百八十二条第一項	取締役	受託信託会社等
本店	本店	本店（当該受託信託会社等が金融機関

第四項		本店	本店（当該受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第二号から第十三号までに掲げる金融機関である場合は、主たる事務所）
(略)	(略)	(略)	(略)

(計算書類等について準用する商法の規定の読替え)
 第四十三条 法第二百三条第二項の規定において同条第一項の書類について商法第二百八十二条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えらるる字句	読み替える字句
第二百八十二条第一項	取締役	受託信託会社等
本店	本店	本店（当該受託信託会社等が金融機関

(略)		
	支店	の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号乃至第十五号二掲グル金融機関ナルトキ八主タル事務所)
(略)	(略)	支店(受託信託会社等方同令第二条第三号乃至第十五号二掲グル金融機関ナルトキ八主タル事務所以外ノ事務所)

(受託信託会社等の辞任及び解任について準用する商法の規定の読替え)

第四十八条 法第二百三十三条第三項の規定において同条第二項の場合について商法第八十八条の規定を準用する場合には、同条中「本店」とあるのは、「受託信託会社等ノ本店(受託信託会社等ガ金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号乃至第十五号二掲グル金融機関ナルトキ八主タル事務所)」と読み替えるものとする。

(特定目的信託契約の解除の請求について準用する商法の規定の読

(略)		
	支店	の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第二号乃至第十三号二掲グル金融機関ナルトキ八主タル事務所)
(略)	(略)	支店(受託信託会社等方同令第二条第二号乃至第十三号二掲グル金融機関ナルトキ八主タル事務所以外ノ事務所)

(受託信託会社等の辞任及び解任について準用する商法の規定の読替え)

第四十八条 法第二百三十三条第三項の規定において同条第二項の場合について商法第八十八条の規定を準用する場合には、同条中「本店」とあるのは、「受託信託会社等ノ本店(受託信託会社等ガ金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第二号乃至第十三号二掲グル金融機関ナルトキ八主タル事務所)」と読み替えるものとする。

(特定目的信託契約の解除の請求について準用する商法の規定の読

替え)

第五十条 法第二百十六条第二項の規定において同条第一項の請求に
ついて商法第八十八条及び第九十条第二項の規定を準用する場合に
おけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする
。

読み替える 商法の規定	読み替えら れる字句	読み替える字句
第八十八条	本店	受託信託会社等ノ本店（受託信託会社 等力金融機関の信託業務の兼営等に關 する法律施行令第二号乃至第十 五号ニ掲グル金融機関ナルトキハ主 ル事務所）
(略)	(略)	(略)

(特定目的信託について準用する非訟事件手続法の規定の読替え)
第五十四条 法第二百二十六条第一項の規定において特定目的信託に
ついて非訟事件手続法の規定を準用する場合における同法の規定に
係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

替え)

第五十条 法第二百十六条第二項の規定において同条第一項の請求に
ついて商法第八十八条及び第九十条第二項の規定を準用する場合に
おけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする
。

読み替える 商法の規定	読み替えら れる字句	読み替える字句
第八十八条	本店	受託信託会社等ノ本店（受託信託会社 等力金融機関の信託業務の兼営等に關 する法律施行令第二号乃至第十 三号ニ掲グル金融機関ナルトキハ主 ル事務所）
(略)	(略)	(略)

(特定目的信託について準用する非訟事件手続法の規定の読替え)
第五十四条 法第二百二十六条第一項の規定において特定目的信託に
ついて非訟事件手続法の規定を準用する場合における同法の規定に
係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二百二十六条第一項	読み替える 非訟事件手 続法の規定	読み替えら れる字句	(略)	会社(親会 社(商法第 二百十一 条第一項 ノ第二項 (有限会社 法第二十四 条第一項ニ 於テ準用ス ル場合ヲ含 ム以下本項 ニ於テ之ニ 同ジ)ニ規 定スル親会 社ヲ謂フ以 下之ニ同ジ)ノ株主又 ハ社員ガ子
	読み替える字句	(略)	受託信託会社等ノ本店(受託信託会社 等力金融機関の信託業務の兼営等に關 する法律施行令第二十三条ノ乃至第十 五号ニ掲ゲタル金融機関ナルトキ八主 タル事務所)ノ所在地	

第二百二十六条第一項	読み替える 非訟事件手 続法の規定	読み替えら れる字句	(略)	会社(親会 社(商法第 二百十一 条第一項 ノ第二項 (有限会社 法第二十四 条第一項ニ 於テ準用ス ル場合ヲ含 ム以下本項 ニ於テ之ニ 同ジ)ニ規 定スル親会 社ヲ謂フ以 下之ニ同ジ)ノ株主又 ハ社員ガ子
	読み替える字句	(略)	受託信託会社等ノ本店(受託信託会社 等力金融機関の信託業務の兼営等に關 する法律施行令第二十三条ノ乃至第十 三号ニ掲ゲタル金融機関ナルトキ八主 タル事務所)ノ所在地	

(略)	(略)	(略)	タル事務所ノ所在地
-----	-----	-----	-----------

(略)	(略)	(略)	タル事務所ノ所在地
-----	-----	-----	-----------